総合特別区域評価・調査検討会における評価結果［まちづくり等］

平成26年度

中心市街地と田園地域が連携する高松コンパクト・エコシティ特区

［指定：平成24年7月、認定：平成25年3月］

正

準

正：平成26年3月末までに計画が認定された地区／準：平成26年3月末時点では計画が認定されていない地区

Ⅰ 目標に向けた取組の進捗に関する評価

ｉ）＋ⅱ）の平均値　(3.5＋3.3)／2＝3.4　**3.4**

ｉ）取組の進捗

目標値に対する実績に基づく進捗度（当年度実績）

	評価指標	進捗度	評点
1	都心部の居住人口割合	71%	3
2	中央商店街1階空き店舗率	75%	3
3	新規就農者数	258%	5
4	中央商店街に出荷した農家数	64%	3

評価指標毎の進捗の評価の平均値　(5×1＋4×0＋3×3＋2×0＋1×0)／4＝3.5　**3.5**

※1つの評価指標に複数の数値目標がある場合は、各数値目標の評価を寄与度に応じて加重平均する。
（例）評価指標1について、a、b、cという3つの数値目標があり、各数値目標の評点・寄与度がa：5・20%、b：4・10%、c：3・70%の場合、5×0.2＋4×0.1＋3×0.7＝3.5で、四捨五入して評価指標1の評価は「4」となる。

■ 地方公共団体による特記事項

※外部要因による数値への大幅な影響等があれば記載

ⅱ）取組の方向性に対する評価

専門家による評価の平均値　**3.3**

Ⅱ 支援措置の活用と地域独自の取組の状況に関する評価

ｉ）、ⅱ）、ⅲ）の平均値　(3.0+2.0+3.5)／3＝2.8　**2.8**

ｉ）規制の特例措置を活用した事業等の評価

■構造改革特区法の特定事業
（事項）
・地産地消型ショップ導入事業
（概要）
・特定農業者による特定酒類の製造事業を活用し、人口減少・超高齢化と耕作放棄地の増が著しい地区において、濁酒の製造販売が実現した。
（規制所管府省（財務省）の評価（特記事項））
・製造販売から1年ほどしか経過しておらず、事業規模も小規模にとどまっているため、現時点での評価は時期尚早。引き続き事業を推進していただきたい。

■国との協議の結果、現時点で実施可能なことが明らかになった措置
（事項）
・道路上空の連絡通路や民間公共広場の設置
（概要）
・特定行政庁の許可で実施可能であるとの見解を受け、D・E街区内の空中広場について再開発計画を検討している。

専門家による評価の平均値 3.0

ⅱ）財政・税制・金融支援の活用実績の評価

専門家による評価の平均値 2.0

ⅲ）地域独自の取組の状況の評価

専門家による評価の平均値 3.5

Ⅲ 総合評価

（専門家所見（主なもの））

2.8

・合意形成が難航している市街地再開発事業以外で、都心回帰や回遊性向上のための仕掛けを並行して検討するほか、中心市街地と郊外田園地域との連携を検討する必要がある。
・どぶろく製造、総合生鮮市場事業、中央商店街出荷促進等、特区を取り巻く厳しい環境の中での努力は確認できるが、地域を活性化する大きな成果はまだ出ていない。

専門家による評価（専門家の総合的な所見）の平均値 2.8

評価結果

Ⅰ、Ⅱ及びⅢを平均して算出　(3.4+2.8+2.8)/3＝3.0

3.0

（注）評価に係る評点の考え方については以下のとおり。
・評価は5～1（評点）で行う。
・進捗度は、100%以上を5、80%以上100%未満を4、60%以上80%未満を3、40%以上60%未満を2、40%未満を1とする。
・進捗度以外の評価項目における評点は、5：著しく優れている、4：十分に優れている、3：適当である、2：適当であると認めるには不十分である、1：適当であると認められないとする。